

環循規発第2005261号
令和2年5月29日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公印省略)

漁業系廃棄物処理ガイドラインの改訂について（通知）

廃棄物行政については、かねてから様々な御尽力をいただいているところであるが、今般、漁業生産活動及びこれに付随する行為に伴って生ずる廃棄物（以下「漁業系廃棄物」という。）等の発生抑制、再使用、再利用、熱回収及び適正な処理の確保を図るため、平成3年に作成された「漁業系廃棄物処理ガイドライン」を別添1のとおり改訂したのでお知らせする。

改訂されたガイドラインにおいては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の最新の内容を反映している。また、漁業者が取り組みやすいよう、漁業者の廃棄物処理に役立つ情報（自己処理や処理の委託先、契約内容等に関する情報）を盛り込んでいるほか、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の理念を反映し、漁業系廃棄物等の発生抑制や循環的な利用（再使用、再生利用等）に資する情報を充実させていく。

また、漁業系廃棄物の計画的処理の推進について、本日、別添2のとおり水産庁増殖推進部漁場資源課長通知が発せられているところである。こちらの通知に添付された指針は、漁業者による自らの漁業系廃棄物の計画的な処理及び漁業者団体等の主導による地域で大量に発生する同一種類の漁業系廃棄物の集団的かつ計画的な処理の推進を目的としており、本ガイドラインと併せて御了知願いたい。

貴職におかれでは、本指針及び本ガイドラインに沿った積極的な取組が行われるよう、廃棄物処理業者等の関係者に周知いただきたい。また、漁業系廃棄物等の循環的な利用を行うメーカー、漁業用資材のメーカー等においても、本指針及び本ガイドラインの取組を通じて、循環型社会形成に向けた取組がなされるよう努めていただきたい。

漁業系廃棄物処理ガイドラインの掲載場所

http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline/gyogyokei/post_55.html

漁業系廃棄物計画的処理推進指針の掲載場所

https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/action_sengen/190418.html